

一般社団法人 兵庫県公認心理師会 委員会規程

(総則)

第 1 条 一般社団法人兵庫県公認心理師会(以下「本会」という)は、その運営のため、委員会を設置する。

(目的)

第 2 条 この規程(以下「本規程」という)は定款第 55 条の規定に基づき、委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 3 条 委員会は理事会に従って本会の会務を遂行する。

(委員及び委員会)

第 4 条 委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名以内、及び委員で構成し、委員の任期は 2 年とし、当該事業年度の翌年度における定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うことができる。

3 委員長は理事の中から会長が選任及び解任をする。

4 副委員長及び委員は、委員長の推薦に基づき、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

5 委員長は当該領域の会務を総括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

7 委員の人数は、原則 8 名以内とする。

8 委員は、委員長及び担当理事に従って、当該領域の会務を遂行する。

9 委員は理事の代行として、他団体の会議に出席することができる。

(改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 本規程は、令和 3 年 5 月 23 日から施行する